

第2章 めざす方向



1. 基本理念

すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

第6次総合計画において「地域福祉」の施策で掲げる、めざすまちの姿

- ◆すべての人の人権が尊重され、つながり、認め合い、支え合いながら生きがいのある暮らしを送っている
- ◆誰もが安心して生活を送ることができるよう、身近な地域で包括的な支援が受けられる体制が整っている

本市はこれまでも、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に掲げ、「協働」を核としながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

社会構造の変化や価値観・ライフスタイルの多様化などにより生活課題が複雑化・複合化する中、「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き、上記を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政など様々な主体が連携・協働し、市民一人一人がお互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

また、国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざすSDGs*（持続可能な開発目標）とは、「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴールと関連が深いことから、これらの視点もふまえて本計画を推進します。

SDGs | Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。17のゴールと139のターゲットで構成されている。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現のため、世界各国で取組が進められている。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標として施策を展開します。

基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂*に対する意識の向上

- ◆地域には、子どもや高齢者、障碍(がい)のある人、外国にルーツのある人、性的マイノリティ*の人など、様々な人が暮らしています。基本的人権に基づき、互いに正しい理解と認識をもち、共に支え合える、地域で生きづらさを感じている人がSOSを出すことができるようなコミュニティをめざします。
- ◆課題を抱えた人だけでなく、誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所が地域に多くあり、その居場所が地域の中で十分に認識されて、交流が広がっている地域をめざします。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり

- ◆活動者が活動しやすく、地域活動に関心のある人がニーズにあった参加ができ、それぞれの得意を生かして、誰もが活躍できる機会がある地域をめざします。
- ◆社会福祉法人や民間企業との連携により、就労の場や活躍の場が広がり、高齢者、障碍(がい)者、生活困窮者、社会とのつながりが少ない人などの社会参加が進んでいる姿をめざします。

基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上

- ◆地域で子どもを育てる意識が高まり、子ども・子育て世帯が孤立せずに継続的につながる地域をめざします。更に、課題が深刻になる前に予防的対応に取り組んでいる姿をめざします。
- ◆地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政など、課題解決に向けて多様な主体が有機的につながる体制をめざします。
- ◆住民主体の見守り・支え合い活動が広がり、配慮を必要とする人と地域住民や事業所とが日ごろから交流し、お互いさまの関係ができていく地域をめざします。

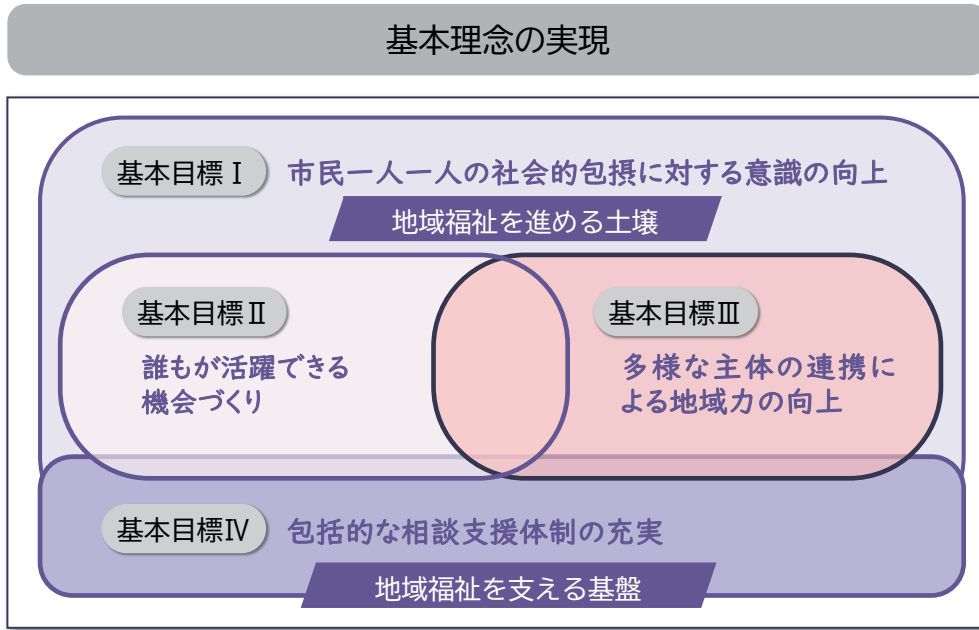
基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実

- ◆複雑化・複合化した問題や制度はざまの問題などを受け止め、解決に向けて取り組めるよう、庁内連携を強化するとともに、これまで以上に多分野・多機関の専門職や地域住民との連携・協働ができる体制をめざします。
- ◆宝塚市高齢者・障碍(がい)者権利擁護支援センター(以下、「権利擁護支援センター」という。)などの支援機関や地域活動者によるネットワークが確立され、判断能力が十分でない人の意思決定を社会全体で支え合いながら、虐待や権利侵害の予防、早期発見・早期支援ができていく体制をめざします。

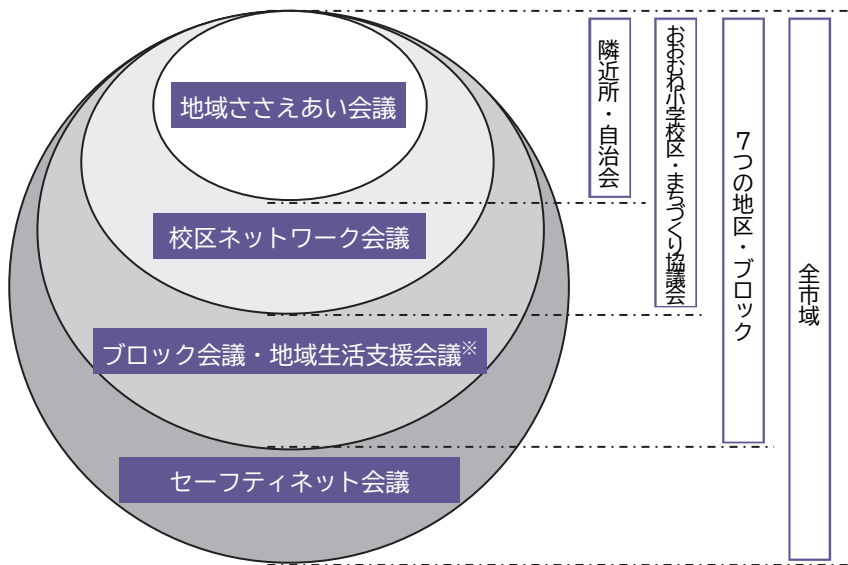
社会的包摂 | すべての人が社会から孤立せず、また排除されず、社会の一員として支え合いながら共に生きる社会づくりのこと。(=ソーシャルインクルージョン)

性的マイノリティ | 自分の性のとらえ方(性自認)や、好きになる対象(性的指向)が、男女の二分化ではあらわしきれない人のこと。

4つの基本目標の関係図



宝塚市におけるエリア設定と多様な主体の話し合いの場・協働の場



話し合いの場・協働の場	機能・位置づけ	主な活動者・参加者
地域ささえあい会議 (隣近所、自治会)	個別の見守りと災害時など緊急支援のエリア	自治会、民生委員・児童委員、サロン・ミニデイなどの活動者など
校区ネットワーク会議 (おおむね小学校区)	地域の協働による支援のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、保護司など
ブロック会議・地域生活支援会議※ (7つの地区・ブロック)	情報連携や情報受発信のエリア	まちづくり協議会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、保護司、社会福祉協議会地区センター、地域包括支援センター、委託相談支援事業所、児童館など
セーフティネット会議 (全市域)	セーフティネット*となるエリア	宝塚市、社会福祉協議会、ボランティア*・市民活動団体、当事者の団体など

※地域生活支援会議とは、7つの地区・ブロックなどにおいて高齢・障害(がい)・児童などの専門職(有資格者のみではなく、普段仕事として相談支援など福祉に関わる人)が分野を超えて情報共有を行う会議。

セーフティネット | 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、世の中に存在する様々なリスクから、個人を救済するシステムをいう。狭義には、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障を指す。
ボランティア | 一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

3. 施策体系

本計画における地域福祉施策の体系は、以下のとおりとします。

基本理念	基本目標	施策
すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚	基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上	1 当事者理解・当事者参加の促進 重点 2 福祉学習や異文化理解の推進 3 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上 4 地域における居場所の充実 5 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援【再犯防止推進計画】
	基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり	6 地域福祉に参加する人づくり 7 地域における活躍の場づくり 重点 8 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり 9 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化
	基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上	10 地域ぐるみの子育て支援の推進 11 多様な参加者による話し合いの場の充実 12 市職員や専門職の協働意識の向上 13 地域におけるつながりづくり 重点
	基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実	14 総合相談支援体制の強化 重点 15 権利擁護に関する支援の充実【成年後見制度利用支援計画を内包】

※ **重点** は重点施策。位置づけについて「第4章 計画の推進」(40ページ)に記載。